

監獄法改正において代用監獄の恒久化につながる規定の削除を求める決議

- 1 自由法曹団は、代用監獄の恒久化を狙った（警察）拘禁二法案に対し日弁連ともども国民的な反対運動を展開し、その廃案を勝ち取ってきた。

代用監獄は、捜査にあたる警察官が、被疑者の生活全般にわたる支配を及ぼし、被疑者を日常不断に監視し、長時間にわたる取り調べを可能にする場所である。警察官が、不利益処遇と優遇を使い分けることによってウソの自白を獲得する場となり、意に添わなければ拷問の舞台ともなってきた。代用監獄こそが冤罪の温床であり、えん罪の防止と刑事手続の適正化のためには、代用監獄の恒久化は許されないのである。

- 2 一方で、名古屋刑務所において発生した刑務官による受刑者への暴行致死事件などを受けて、行刑改革会議が設置され、その提言を受けた既決の処遇改善は早急に実現する必要があった。今般明らかにされた監獄法改正案では、既決処遇について、外部交通権の拡大、一般的な医療の保障、第三者機関による刑事施設視察委員会の設置などなど、日弁連総会決議の「刑事施設法案の抜本的な修正」に近づいたものとしている。

- 3 ところが、同時に、同法案中には、警察庁によって準備されていた代用監獄を恒久化する法案を含まないとした日弁連・法務省・警察庁の三者協議会での合意を破る形で、「警察留置場の管理運営」や「警察留置場における受刑者の処遇」という項目が設けられ、その中に代用監獄を恒久化しかねない規定が盛り込まれていた。

代用監獄に収容されている受刑者処遇について「警察留置場」の項を設け、分離に関する一部規定、視察委員会に関する規定、刑務官の規定を適用しないこと、適用に関する読替規定をおくこと、警察庁長官の指定するものによる警察留置場に対する巡察の規定、警察留置場における受刑者の処遇について、多くの規定（矯正処遇の実施の全部、賞罰の全部、保健衛生の一部など多数の規定）を適用しないとされているほか、適用される条項の読替規定が置かれているうえ、警察留置場における防声具の使用に関する規定まで設けられている。

このような詳細な規定は、監獄法1条3項但し書きによる、受刑者の警察留置場収容の場面を想定したものである。しかしながら、同条項そのものは、法制審要綱（項）と刑事施設法案において削除の対象とされている。削除が予定されている規定の適用場面にこれほど詳細な規定をする必要がない。

現実にも、警察留置場に収容されている受刑者は、年間に延べ800人程度とわずかな人数であり、これまでも処遇に特段の問題があったわけではない。

新法案になったとしても、警察留置場内の受刑者が、他の被収容者（未決拘禁者）と、どれだけ異なった処遇がなされるのか、全く不透明である。

前述のとおり、未決拘禁者処遇についての検討を先送りした現段階で、詳細な読替規定をおくことは、将来の未決処遇立法の際に、無用な混乱を招くだけである。

このように、代用監獄内の受刑者の処遇については、別項をたてて規定する必要がないばかりか、規定することに弊害があることは明らかである。

- 4 そもそも、代用監獄を定める現行監獄法1条3項は、制定された明治41年当時から、将来の廃止を予定した暫定的措置であった。刑事施設が未だ不十分なため「やむを得ずしてこれを用いる」ものであり、将来の廃止を約束していた（明治41年3月5日衆議院監獄法案外4件委員会議事録）。

「司法官憲の下に引致されたのちは被疑者の拘禁を警察に委ねてはならない」（1959年デリー宣言）ことが、国際的な原則になって既に久しい。捜査上の便宜を犠牲にしても人権を尊重するのが、世界の趨勢である中で、代用監獄の存在は恥ずべきものである。

私たち自由法曹団は、既決処遇といえども、速やかに廃止されるべき代用監獄について、存続を前提とした規定を設けることには断固反対である。そのような規定は代用監獄の恒久化につながるものといわざるを得ないのであって、その削除を強く求めるものである。

2005年3月19日

自由法曹団常任幹事会